

1 視覚に障がいのあるかたへの広報

声の広報・点字広報

視覚に障がいのあるかたに、広報あきたをCDに録音した「声の広報」や、市政の話題やお知らせなどさまざまな情報を点字化した「点字広報」を無料でお届けしています。

「声の広報」（月2回）をご希望のかたは、広報広聴課へ
「点字広報」（年4回）をご希望のかたは、障がい福祉課へ
直接ご連絡ください。

◆ お問い合わせ先

広報広聴課

TEL 888-5471 FAX 888-5472

e-mail ro-plpb@city.akita.lg.jp

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

2 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、次の資金の貸付窓口業務をしています。所得制限があるほか、連帯保証人が必要な場合もあります。

（1）総合支援資金

生計中心者の失業等により、日常生活の維持が困難な世帯が対象で、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対する貸付です。

月々の生活費としての生活支援費、住宅確保給付金を申請している場合で敷金・礼金等の住宅入居費、滞納している家賃や公共料金等の支払のための一時生活再建費があります。

※原則として生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していることが必要です。

(2) 福祉資金

◆ 福祉費

- ・ 生業を営むために必要な経費
- ・ 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計維持に必要な経費
- ・ 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計維持に必要な経費
- ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ・ 冠婚葬祭に必要な経費
- ・ 住居の移転等、給排水設備等の措置に必要な経費
- ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費

◆ 緊急小口資金

- ・ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までの生活費が必要なとき。
- ・ 滞納していた税金、年金保険料、公共料金等の支払により生活費が必要なとき。

(3) 教育支援資金

学校教育法に定める学校に入学、又は在学している場合の修学に必要な経費ならびに入学金等で入学時の学校に納入する経費等

(4) 不動産担保型生活資金

◆ 不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活費を貸付

◆ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活費を貸付

◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 838-6477

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



3 福祉機器、移送車等の貸出

(1) 福祉機器の貸出

◆ 対象者

介護者の負担軽減等を図るため、所得税非課税世帯や短期間の利用を希望されるかたに福祉機器を無料で貸し出しします。

台数に限りがありますので、電話でお問合せください。

◆ 貸出品目

介護用ベット、エアマット、車いす、シャワーチェア等

◆ 利用料

利用料は無料です。ただし、運搬については、利用者側で手配していただきます。

◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



(2) 移送車の貸出

◆ 対象者

通院、買い物、観光等で移送を必要とする在宅の高齢者、障がい児（者）を抱える家庭へ軽移送車を貸出しします。車いすのまま乗降できます。

台数に限りがありますので、電話でお問合せください。

◆ 利用料

利用料は、無料です。

ただし、使用にともなう燃料代（ガソリン）は自己負担となります。

また、運転手は利用者側で手配していただきます。

◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



(3) 車いすの貸出

各市民サービスセンター、各地域センター、各コミュニティセンター、各交流センターに車いすを設置（１～２台）し、身近な地域で利用できるようにしています。

◆ 対象者

ケガや通院、買い物などに一時的に車いすが必要な方

◆ 利用料

利用料は無料です。１週間以内の使用のみ。

◆ お問合せ先

各市民サービスセンター、各地域センター、各コミュニティセンター、各交流センター

※１週間以上の長期利用を希望の方は、秋田市社会福祉協議会へご相談ください。

秋田市社会福祉協議会

TEL ８６２－７４４５ FAX ８６３－６０６８

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



４ 音声による１１９番通報が困難な場合の緊急手段

(1) FAX（ファックス）１１９

音声による通報が困難な場合は、FAXで１１９番通報ができます。

利用を希望される方には、あらかじめ専用の送信用紙をお渡しいたしますので、急病や火災などの際、用紙に通報内容を記入し、１１９番通報してください。

急病で意識や呼吸がない場合には、図解入りの応急処置の方法もFAXで返送し、自宅で救命処置ができるようにします。

通報用のFAX送信用紙は、秋田市消防本部のホームページからダウンロードできるほか、最寄りの消防署や各市民サービスセンター、障がい福祉課、ろうあ協会で差し上げます。

(2) Web（ウェブ）１１９ 緊急通報システム

Web １１９緊急通報システムは、秋田市内に居住又は通勤、通学をしている方が、携帯電話やスマートフォンからインターネット接続機能を利用し、秋田市消防本部指令センターに緊急時の１１９番通報が行えるシステムです。

当システムを利用するには事前登録が必要です。

専用の申込書に必要事項を記入し、秋田市消防本部指令課へ郵送で申込みください（利用を希望される方が１８歳未満の場合は、保護者が記入してください）。



申込用紙は、秋田市消防本部ホームページからダウンロードできるほか消防本部指令課、障がい福祉課、ろうあ協会で差し上げます。

◆ **お問合せ先・申込書郵送先（この連絡先で出勤要請はできません。）**

秋田市消防本部指令課

〒010-0951 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 823-4265 FAX 823-7214

e-mail ro-frcc@city.akita.lg.jp

119番通報については、秋田市ホームページでもご確認できます。

「秋田市消防本部 119番通報」で検索してください。

5 歩行困難なかたの駐車

（1）駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者手帳等の交付を受けている歩行困難なかたは、障がい区分や等級により、道路標識等による駐車禁止の交通規制の対象から除外される「駐車禁止除外指定車標章」を受けることができます。

詳細は、お住まいを管轄する警察署にお問合せください。

◆ **お問合せ先**

秋田臨港警察署 TEL 845-0141（兼FAX）

秋田中央警察署 TEL 835-1111（兼FAX）

秋田東警察署 TEL 825-5110（兼FAX）

（2）障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の利用証を、歩行が困難でかつ身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護者、妊産婦などのかたに発行します。

詳細は、下記リンク又はQRコードをご覧ください。秋田県障害福祉課にお問合せください。

◆ **お問合せ先**

秋田県 健康福祉部 障害福祉課

TEL 860-1331 FAX 860-3866

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/20880>



6 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票制度

次の①～③に該当するかたは、投票所に行かなくても郵送等で投票することができます。

①身体障害者手帳をお持ちで、次のア～ウのいずれかに該当するかた

ア 両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級もしくは2級

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいが1級もしくは3級

ウ 免疫、肝臓の障がいが1級～3級

※身体障害者手帳の記載内容では制度に該当しない場合であっても、秋田市福祉事務所長が上記と同程度に該当する旨の証明をした場合この制度の対象になります。

②介護保険法上の要介護者（被保険者証の交付を受けているかた）で、被保険者証に要介護5と記載されているかた

③戦傷病者手帳をお持ちのかたで一定の障がいのあるかた（詳細はお問合せください。）

◆ 郵便等による不在者投票制度を利用するには

あらかじめ、秋田市選挙管理委員会に自らが署名した「郵便等投票証明書交付申請書」を提出し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

◆ 代理記載制度とは

郵便等による不在者投票ができるかたのうち、上肢又は視覚の障がいの程度が1級で、自ら投票の記載をすることができないかたは、あらかじめ届出している代理のかたに投票に関する記載をさせることができます。

◆ お問合せ先

秋田市選挙管理委員会事務局

TEL 888-5786 FAX 888-5787

e-mail ro-coel@city.akita.lg.jp

投票については、秋田市ホームページでもご確認できます。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/senkyo/1025631.html>



7 市営住宅の申込み

市営住宅の申し込みについて

次に該当する住宅困窮者は、同じタイプの住戸を2戸以上募集している住宅に申し込まれた場合、2回抽選することができます。

○母子・父子世帯……配偶者のいないかた等で現に20歳未満の子を扶養しているかたの世帯

○多子世帯……18歳未満の子を3人以上扶養しているかたの世帯

○DV被害者……配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律第1条第2項に定めるかた

○犯罪被害者……平成17年12月26日付け国住総第137号に定める犯罪被害者（DV被害者除く）

○高齢者世帯……60歳以上の者で、配偶者、60歳以上の親族又は18歳未満の親族のみからなる世帯

○心身障がい者世帯…身体障害者手帳1～4級所持者、療育手帳所持者がいる世帯

※市営住宅には、障がい者向け車いす住宅などのバリアフリー住宅もあります。

空き状況は、秋田市ホームページでもご確認できます。

「秋田市住宅政策課」で検索してください。

◆ お問い合わせ先

一般財団法人秋田県建築住宅センター

TEL 836-7850 FAX 836-7852

ホームページ <https://www.akjc.or.jp/>



8 防災情報

防災ネットあきた

市内における避難指示などの避難情報や災害情報などを電話（自動音声）、FAX又はEメールでお知らせします。

障がいの区分に応じて登録可能な伝達手段が異なります。

○視覚に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちのかた：電話（自動音声）

○聴覚に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちのかた：FAX

○上記以外のかた：Eメール

なお、電話およびFAXについては、登録された住所の周辺で該当する事案が発生した場合にお知らせします。

◆ 提供する情報

○避難指示などの避難情報 ○大規模火災 ○不発弾発見

○河川増水 ○浸水 ○有害化学物質漏洩事故

○その他必要と判断される情報

以下の情報は、Eメールでのみ配信いたします。

○地震情報 ○津波情報 ○気象特別警報、警報、注意報

○竜巻注意情報 ○土砂災害警戒情報 ○国民保護情報

◆ 登録のお申し込み方法

電話およびFAXの登録について

専用の申込用紙がありますので、防災安全対策課までご連絡ください。

申込用紙を郵送します。

Eメールの登録について

右のコードを読み取るか、次のアドレスを宛先に入力し、
空メールを送信してください。

e-mail bousai.akita-city@raidens2.ktaiwork.jp



コード

◆ 登録しているかたへ

電話・FAXを登録しているかたで、電話番号を変更された場合や転居された場合は、防災安全対策課までご連絡ください。

また、メールアドレスを変更される場合は、変更前に登録を解除した上で、新しいメールアドレスを登録してください。

◆ お問合せ先

防災安全対策課

TEL 888-5434 FAX 888-5435

e-mail ro-gnds@city.akita.lg.jp

耳で聴くハザードマップ

音声読み上げアプリ「Uni-Voice Blind（ユニボイス ブラインド）」を使って、耳で聴くハザードマップを利用することができます。

GPS機能を利用し、現在地の気象情報や災害リスク情報などを音声で聴くことができます。利用にはアプリのダウンロードが必要です。

◆ 主な機能

- 現在地情報の取得
- 災害リスク情報等の音声読み上げ
- 周辺の避難場所へのナビゲーション

◆ ホームページ

https://www.bousai-akita.jp/pages/?article_id=646
(秋田県防災ポータルサイト)



◆ お問い合わせ先

Uni-Voice事業企画株式会社

〒162-0814

東京都新宿区新小川町1番14号飯田橋リープレックス・ビズ 7F

TEL 03-6450-3180

FAX 03-6450-3182

e-mail info@uni-voice.co.jp

9 災害対策

災害発生時に情報が伝わりにくいかたや、自力での避難が困難な在宅の障がい者の情報を自主防災隊長、町内会長、担当民生委員、県警察、市社会福祉協議会に提供し、災害発生時の避難支援を依頼しています。

◆ 対象者

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害のいずれか1～3級、肢体不自由および内部障害1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかで、情報提供に同意されるかた、又は上記障がい以外で手帳を所持している場合でも、本人や家族の申し出により、対象とすることができます。

※平成24年度からは「秋田市災害対策基本条例」に基づき、大災害時に備えて、特に支援が必要な、視覚障害1級、聴覚障害2級、肢体不自由のうち下肢、体幹機能1級～2級のかたの情報を自主防災隊長、町内会長、担当民生委員に提供しています。

詳細についてはお問合せください。

◆ **お問合せ先**

地域福祉推進室

TEL 888-5661 FAX 888-5658

e-mail comwel@city.akita.lg.jp

お住まいの地域の市民サービスセンター

10 バリアフリー情報

秋田バリアフリースターセンター

高齢者や障がいのあるかたも安心して旅行できるよう、県内の宿泊施設等のバリア（段差や幅、設備等）の状況などをお伝えし、旅のお手伝いをする相談窓口です。



ホームページ <https://www.akita-tourism.com/member/barifuri>

◆ **お問合せ先**

秋田バリアフリースターセンター（一般社団法人 秋田県観光連盟内）

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

TEL 838-4188 FAX 860-3916

e-mail barifuri@akita-kanko.com

11 ボランティア活動

秋田市ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人との調整やボランティア活動の普及、推進を行っています。

◆ **こんなことをしています**

○ボランティアに関する広報活動（広報誌の発行、ホームページ・SNSでの情報発信）

○ボランティアの登録・あっせん ○ボランティア講座の開催

◆ **お問合せ先**

秋田市ボランティアセンター

所在地 秋田市八橋南一丁目8番2号（秋田市社会福祉協議会内）

受付時間 8:30～17:15

休館日 土曜、日曜、祝日、年末年始

TEL 862-9774 FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/akita.city.vc01/>



※個人・団体、活動経験・年齢を問わず、幅広く登録を受付けていますのでお気軽にご相談ください。

12 安心キット（救急医療情報キット）

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報や緊急連絡先等を記入した用紙（安心カード）を専用の容器又はファイルに入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも」のときに、救急隊がその情報を確認し、迅速な対応をする際に活かすものです。

また、外出先でも迅速に情報を伝えることができる「安心キット携帯版」も配布しております。名刺サイズになるので、財布やかばんなどに入れて持ち歩くことができます。

◆ 配布する資材（1世帯につき1セット）



安心カード



保管容器



保管ファイル



安心キット携帯版



ステッカー

※容器版かファイル版、どちらか1つを選択

【容器版を選択されたかた：冷蔵庫の中で保管】

- ・保管容器（1本）、安心カード（利用者1人につき1枚）、ステッカー（2枚、冷蔵庫用と玄関用）、安心キット携帯版（必要枚数）

【ファイル版を選択されたかた：冷蔵庫に貼って保管】

- ・保管ファイル（1本）、安心カード（利用者1人につき1枚）、ステッカー（1枚、玄関用）、安心キット携帯版（必要枚数）

安心キットは希望されるみなさまに無料で配布します。

お住まいの地域の地区社会福祉協議会、地区担当民生委員、町内会長へご相談ください。

◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/publics/index/67/>



13 援助が必要なかたのためのマーク

ヘルプマーク・ヘルプカードを必要なかたに無料で配布します。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、発達障害のかたなど、外見からは分からなくても援助等を必要としているかたが、援助を得られやすくなるよう、作成されたマークです。



ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいなどへの理解や支援を求めるためのカードです。



◆ 対象者

社会生活などにおいて、配慮や援助を必要としているかた（障がいの有無、障害者手帳の有無は問いません。）

◆ 配布場所（ヘルプカード、ヘルプマーク）

○障がい福祉課 ○秋田市保健所
○各市民サービスセンター
（中央市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く。）
○駅東サービスセンター
○秋田県障害福祉課 ○秋田県立医療療育センター
○秋田県子ども・女性・障害者相談センター
※ご家族など、代理のかたでも受け取ることができます。

◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

秋田県 健康福祉部 障害福祉課 調整・障害福祉チーム

TEL 860-1331 FAX 860-3866

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30131>

